



STOP！なりすまし

個人情報を守るために本人確認にご協力ください 税務証明申請の際の本人確認の実施について

「なりすまし」などによる第三者からの虚偽の申請による証明書の不正取得を防止し、市民のみなさんの個人情報を保護するため、税務関係証明書等を申請される際に、本人確認を実施しています。ご協力をお願いいたします。

対象となる申請

納税に関する証明、市民税・県民税に関する証明(ex:所得・課税証明)、固定資産税に関する証明(ex:公課証明・評価証明)、固定資産課税台帳の閲覧など

窓口で提示いただくもの

本人確認書類(下記の書類で現在有効なもの)

○マイナンバー(個人番号)カード ○運転免許証 ○旅券(パスポート) ○船員手帳 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証
○猟銃・空気銃所持許可証 ○戦傷病者手帳 ○宅地建物取引主任者証 ○電気工事士免状○無線従事者免許証 ○認定電気工事従事者認定証 ○特種電気工事資格者認定証 ○耐空検査員の証○航空従事者技能証明書 ○運航管理者技能検定合格証明書 ○動力車操縦者運転免許証○教習資格認定証 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○警備業法第23条第4項に規定する合格証明書○在留カード○特別永住者証明書○公務員の身分証○運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のものに限る。)

※上記に含まれない健康保険の資格確認書、介護保険の被保険者証は利用できますが、顔写真のないものはほかの証明書とあわせて2点必要となることがあります。なお、国民健康保険・後期高齢者医療・健康保険・船員保険の被保険者証は、令和7年12月2日以降は、本人確認書類として利用できません。詳しくはお問い合わせ下さい。

代理人の方が申請にこられる場合

・代理人が申請される場合は、本人が作成した委任状、代理人選任届等(以下、「委任状」という。)が必要となります。委任者及び受任者の住所・氏名等が記載され、委任者の署名がされており、委任事項が記載されているものであれば様式は問いません。また、法人については委任状に代表者印の押印が必要です(申請書に代表者印の押印があれば委任状省略可)。申請人が委任状等に記載されている代理人自身であるかどうかの確認についても、本人確認の場合と同様に取り扱います。

・「相続人」、「納税管理人」、「相続財産法人管理人」、「破産管財人」、「清算人等の法定代理人」、「財産管理人」、「法令等に基づき証明を申請することについて正当な理由を有する者」などが申請される場合の必要書類については主税課総合窓口までお問い合わせください。